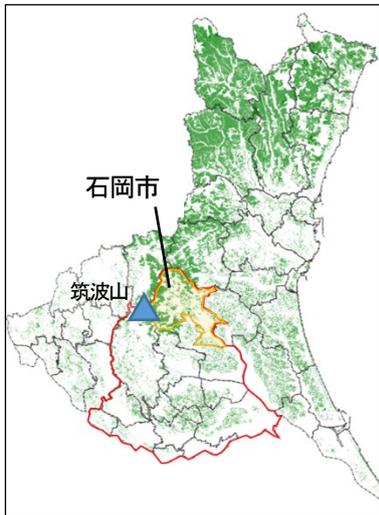


共有者不明森林における森林整備の推進について ～認可地縁団体制度を活用した取組～

1 テーマの趣旨・目的

土浦林業指導所は、県の南部に位置しており、管内には14市町村が存在し、その総面積は、14万haで本県の総面積の約4分の1を占める。森林面積は2.1万haであり、林野率は15%にとどまるが、そのうちの多くは筑波山周辺に集中している。

石岡市は、その筑波山の東側に位置し、林野率が37%と管内では最も高く、市西部に位置する八郷地区は「にほんの里100選」に選出されるなど、美しい



原風景が広がっており、管内唯一の森林組合が存在し、林業が盛んに行われている地域である。

一方、本県では、平成20年度から導入している県独自の森林湖沼環境税や令和元年度より運用が開始された森林経営管理制度、森林環境譲与税の活用等により、森林資源の適正な管理・利用に向けた取組が行われているが、一部の共有林においては、相続未登記などにより連絡の取れない権利者が増え、森林整備を行おうとしても権利者全員の同意がとれず、整備が進まないといった問題を抱えている。

石岡市においても同様の問題を抱える共有林の代表者から、権利者が一部不明であっても森林整備等を行えるようにしたいという相談が当指導所に寄せられたため、市や地元森林組合などと連携して、共有者不明森林において森林整備等を行える制度を検討・提案し、課題の解消に向けた指導・支援を行ったので報告する。

2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

(1) 現状

今回、相談があった小桜共有林及び大増共有林は、両共有林とも登記上の権利者が100人以上存在していた。さらに、共有林の設立から数世代が経過したことで、相続未登記などにより、権利者が多岐にわたってしまったため、連絡が取れない権利者が多数存在していた。そのため、権利者全員の同意をとることができず、森林整備や立木の販売が困難な状況となっていた。

	共有林面積	登記上の権利者
小桜共有林	約9ha	131名
大増共有林	約4ha	112名

そこで、当指導所では、共有者不明森林において森林整備等が行える制度を検討し、共有林代表者へ提案するとともに、制度を活用し森林整備を進めるにあたって、市や地元森林組合と調整を行うなどの支援をすることとした。

(2) 取組内容

ア. 制度の検討、提案

今回、共有者不明森林において森林整備等を進めるための制度として、「共有者不確知森林制度」、「森林経営管理制度における共有者不明森林に関する特例」及び「認可地縁団体制度」の3つについて検討を行った。

それぞれの制度のメリット、デメリットを共有林代表者に説明し、打合せを重ねて検討を行った結果、これら3つの制度のうち、両共有林とも「認可地縁団体制度」が実情に適しているとの結論に至った。「認可地縁団体制度」では、団体が法人格を持つため、構成員（共有者）が変わっても相続の手続きが不要であり、一度土地が登記されれば、その後の森林整備等を団体が主体となって柔軟に行えることがメリットであった。

イ. 説明会開催の支援

共有林代表者との協議が済んだことから、本格的な制度の活用に向けて、まずは、代表者による共有林の権利者に対する説明会の開催を支援した。

各共有林の代表者が主体となり、地元森林組合と共同で説明会を開催した。当指導所からは「認可地縁団体制度」の説明を行い、代表者からは地縁団体の認可に向けての同意取得の呼びかけを行った。



共有林の権利者に向けた説明会の様子

ウ. 地縁団体の認可から登記移転についての支援

①地縁団体の認可を市に申請

まずは、市から地縁団体の認可を得る必要があることから、申請に必要な資料について共有林代表者と市担当職員との間に入り調整を行うとともに、認可に向けたスケジュールの確認、団体の規約や構成員名簿等の書類の整理について指導し、スムーズに認可が進むよう支援した。

②地縁団体の認可（法人格を取得）

申請からおおよそ1か月で認可が下り、法人格を取得することができた。

小桜共有林は令和2年8月3日、大増共有林は令和3年1月13日に認可が下りた。

③所有不動産の登記移転等に係る公告（3か月間）

続いて、共有林の登記移転を行うため、所有不動産の登記移転等に係る公告を市に申請するよう指導した。市において3か月間公告され、両団体とも異議申し立てがなかったことから、法務局への登記移転の申請が可能となった。

④所有不動産の登記移転

最後に、法務局へ登記移転の申請を行った。小桜共有林は令和2年12月17日に登記移転が完了、大増共有林は令和6年10月末に完了する見込み。大増共有林については、一部の権利者が根抵当権を設定しており、これの解消に今年の夏までかかってしまったため、団体の認可から登記完了まで時間を要していた。

(3) 成果

今回の取組の結果、石岡市内の2つの共有林が地縁団体として認可され、また所有山林の団体への登記移転によって、森林整備等を進めるための基盤を整備することができた。

これにより、認可地縁団体における森林整備の意欲が増加し、地元森林組合との連携も以前より強くなった。現在、小桜共有林では地元森林組合と森林整備についての打合せを進めており、今年度は作業道の開設を検討している。

市においても、共有者不明森林における認可地縁団体制度を活用した森林整備についてのノウハウを取得することができた。

(4) 課題

本制度の仕組みとして、認可地縁団体の登記移転後であれば、元々の登記上の権利者でなくても、その区域に居住していれば構成員になれてしまう（＝区域外に居住してしまうと構成員になれない）という問題があるため、制度活用に際しては、登記上の権利者には、その旨を理解してもらうよう指導しておく必要がある。

なお、今回の2つの共有林においては、新規の住民が構成員として森林整備に関わってくれることには歓迎しており、また、区域外の元々の権利者については、書面で同意を得ていたことから、本制度を適用することができた。

3 今後取組むべき内容

本県には、まだまだ共有者不明森林が多く存在し、森林整備を推進していくうえで、大きな障壁の一つとなっている。今回の取組は、本県の共有者不明森林における

取組の1事例である。今後、共有者不明森林における問題の解決及び森林整備の推進に向けて、以下のように取り組む。

①森林整備の推進・森林経営の集約化に向けた指導

共有林を管理する地縁団体が、法人格を取得したことで、森林整備が可能となり、森林経営の集約化につながることが期待されるため、地元森林組合等との連携が一層強化されるよう指導する。

②認可後の指導・助言及び他地域への普及

県内初の事例であることから、今後も認可地縁団体との連絡を密にし、森林整備等に係る指導・助言を行うとともに、今後の進捗状況についても情報収集を継続し、その結果を他地域へ普及する際に反映していく。

③本事例をもとにマニュアル等を作成

本制度の活用による共有林の森林整備をさらに普及するため、行政向けのマニュアルを作成し、効率的に制度認定を受けられるよう体制を整える。

山への興味・関心が薄れ、整備がなされていない森林が増えており、森林整備等を行う上で必要な所有者の探索も時間が経つほど困難になっていく。

こうした課題を解決するためには、森林所有者に山に関心を持ってもらうとともに、森林経営管理制度をはじめとした様々な制度を組み合わせ、市町村や地元森林組合などの林業経営体等と連携を強化し、森林整備の基盤・体制を早急に築いていかなければならない。

今回の事例もその取組のうちの一つの手法として普及することで、本県の森林経営の集約化を進め、森林資源の適切な管理・利用の推進を図っていきたい。